

2024年9月吉日

保証人各位

学校法人大阪青山学園
事務局長 宇野 保範

延納・分納願について

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じます。

学生生徒納付金の延納・分納制度をご利用の皆様には、本学ホームページより取得した延納分納願をご提出ください。

延納・分納願のご提出がなければ正式に許可できかね、督促の対象となる場合がありますのでご注意ください。

また本学の授業料等の延納・分納制度につきましては学修意欲がおう盛かつ、経済的理由により授業料等の納付が困難であると認められる者については告知の日に定めた期日までに納付する事を条件に認めております。しかしながら、最近では延納、分納の期日を守って頂けない事例や、延納・分納届の書類の不備等も多数発生しております。その場合延納、分納の許可が認められない可能性もございますのでご承知ください。

また、延納・分納の申請に伴う請求書の再発行は行っておりませんので、お支払いの際は振込用紙に書かれております口座番号へお振込みください。お振込みの際、振込画面で依頼人コード等の名前で数字を要求された場合は、振込用紙に記載されている10桁の依頼人コードをご入力ください。それ以外の場合、振込者名の前に10桁の依頼人コードを付してください。引落の方には、振込方法を別途お知らせいたしますので、下記担当までご連絡ください。

後期授業料の最終期日は2025年1月31日です。

最終期日以降の延期は認められません。ご計画どおりの納付をお願いいたします。

その他、問い合わせにつきましては、下記担当までご連絡ください。

敬具

【本件担当】

総務部経理課 佐藤

TEL : 072-722-4165

FAX : 072-722-5190

(後 期)

年 月 日

大阪青山大学 学長 殿

学部	学科
学年： 年次生 学籍番号：	
学生氏名 (自 署)	Ⓜ
携 帯 電 話：	
保証人氏名 (自 署)	Ⓜ
携 帯 電 話：	

学費 延納・分納願

2024年度後期学費を所定の期限までに納付できませんので、下記のとおり延納もしくは分納を希望いたします。

なお、許可いただいたうちは、納付計画を固く守りますことを誓約いたします。

万が一、納付計画どおりに履行できず、期限までに完納できなかった場合は、学則の定めるところにより除籍等の処分を受けることになっても、異議を申し立てることはいたしません。

記

◎ 納付方法および納付計画

延納を希望します。 ※全額を計画の期日までに一括で支払う（最終期限は1月末日）

【延納計画】 年 月 日 までに 金 円

分納を希望します。 ※分割で支払う

【分納計画】 ※分納回数は3回以内とし、1回目は9月末日、2回目は11月末日、3回目は1月末日までとします。

1回目 年 月 日 までに 金 円 [9月末日まで]

2回目 年 月 日 までに 金 円 [11月末日まで]

3回目 年 月 日 までに 金 円 [1月末日まで]

合計 金 円

◎ 上記の納付方法を希望するに至った理由

※必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
※記入内容によっては延納、分納の許可を得られない可能性があります。
具体的に記入をお願いします。

.....

.....

.....

.....

.....

学 長	事務局長	総務部長	経理課長	学生支援 センター長	教務部長	学部長	学科長	担 任
備考								